

令和4年度(2022年度)

第1回北海道環境審議会自然環境部会

議 事 録

日 時:2022年6月7日(火)午前10時開会  
場 所:道庁別館 4階 第3研修室(オンライン併用)

## 1. 開 会

- 事務局(本間自然環境課長) 定刻より大幅に遅れてしまいまして、大変申し訳ございません。

ただいまから、令和4年第1回北海道環境審議会自然環境部会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます環境生活部自然環境局自然環境課の本間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、委員の就任についてご報告いたします。

本日はご欠席となっておりますが、北海道自然公園協会会長であります上ノ国町長の工藤様が新たに専門委員に就任されましたので、よろしくお願いいたします。

本日、委員総数13名のうち、過半数の7名の出席をいただいておりますことから、北海道環境審議会条例施行規則第3条第2項の規定によりまして、当部会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は、一部の委員におかれましては、インターネット、Web会議によるご参加となっておりますことを併せてご報告いたします。

## 2. 挨拶

- 事務局(本間自然環境課長) それでは、開会に当たりまして、自然環境局長の高橋よりご挨拶を申し上げます。

- 高橋自然環境局長 皆様、おはようございます。自然環境局長の高橋でございます。

令和4年度第1回北海道環境審議会自然環境部会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

本日は、ご多忙中にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から本道の自然環境行政にそれぞれの専門分野のお立場からご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

自然環境部会の委員の皆様には、昨年度、ヒグマ管理計画など、当局で所管しております四つの計画の見直しをご審議いただきまして、本年3月に無事策定することができまして、改めて感謝を申し上げます。

さて、今回の議題であります北海道生物多様性保全計画につきまして、策定から12年が経過しており、本来であれば一昨年には検討が始まっていたところではありますが、世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延の影響で、生物多様性条約の締約国会議、COPですとか、これを踏まえた生物多様性国家戦略の見直しといった作業など、様々な作業やスケジュールに遅れが生じまして、今日に至っているところでございます。

そうした状況の中、今年度、生物多様性条約の新たな国際枠組みの採択にめどがつきまして、これを受けまして、次期生物多様性の国家戦略の閣議決定も予定されるなど、生物多様性をめぐるこれからの重要な10年間に向けまして、大きな動きがある見込みでございます。

道といたしましても、こうした動向を踏まえまして、本計画の変更に当たりまして、本道の豊かな

自然や生物多様性の価値を改めて見詰め直しますとともに、貴重な財産として次世代に継承していくことが何より重要と考えているところでございます。

本日は、当部会におきます審議の第1回目となりますが、それぞれのご専門のお立場から貴重なご意見を賜りたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、今年度も本道の自然環境行政の推進に当たりまして、様々な課題についてご審議いただく予定でございますので、委員の皆様におかれましては、特段のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

### ◎ 連絡事項

- 事務局(本間自然環境課長) それでは、議事に先立ちまして、本年4月1日付の機構改正及び人事異動に伴いまして、関係課長・室長に異動がありましたので、ご紹介いたします。

新たに野生動物対策課が設置されまして、併せて課内にヒグマ対策室を設置いたしました。自然環境課と2課体制となり、環境局から分離して新たに自然環境局となっております。

まず、先ほどご挨拶申しました自然環境局長の高橋でございます。

続きまして、野生動物対策課長の鈴木です。

続きまして、エゾシカ担当課長の田名瀬でございます。

最後に、ヒグマ対策室長の井戸井です。

野生動物対策課長以下3名は、ここで退席させていただきます。

続きまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

資料は、会議次第、委員名簿、配席図のほか、会議次第に記載しております資料1から資料10まででございます。

不足等がありましたら、事務局までお申しつけください。

本日の議事といたしましては、審議1件を予定しております。12時での終了とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

## 3. 議 事

- 事務局(本間自然環境課長) それでは、議事に入ります。

ここからの議事進行につきましては、吉中部会長にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

- 吉中部会長 皆さん、おはようございます。吉中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開始が遅れましたことをおわび申し上げます。また、一部委員につきましては、電話回線を用いて参加いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

今日の議事は、今ご説明があったとおり、北海道生物多様性保全計画の変更についての1件でございます。

先日開催されました親会、北海道環境審議会で諮問をいただいたところです。その諮問案件について、当部会に付託されました。その経緯等について、まず、事務局からご説明いただけますでしょうか。よろしくお願いたします。

○ 事務局(橋本課長補佐) それでは、私、橋本からご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

北海道生物多様性保全計画の変更について、まず、計画策定の背景と趣旨についてご説明をいたします。

今回、変更について諮問させていただいております生物多様性保全計画につきましては、平成22年7月に生物多様性基本法の生物多様性地域戦略として策定されました。その後、平成27年に、新しい生物多様性の国家戦略や状況の変化を踏まえまして一部変更を行っておりますが、平成22年から概ね10年を計画期間としておりますことから、この期間が経過したこと、それから、愛知目標の次の生物多様性の国際目標になりますポスト2020生物多様性枠組の議論も進んでおります。

さらに、昨年、生物多様性国家戦略の変更についての諮問も中央環境審議会になされ、議論が進んでいるというような状況も踏まえまして、平成22年に策定されました北海道生物多様性保全計画の現行計画を変更するという流れになってございます。

これに関連しまして、国内外の動向ですけれども、最近、ここ2年ばかりの動きということでこちらに記載させていただいております。

2020年、令和2年9月には、生物多様性事務局から、これまでの愛知目標の取組の成果ということで、地球規模の生物多様性概況第5版(GB05)が出され、目標の達成はなっていない、今後、より一層の努力が必要というような結果が出ておまして、その翌年、2021年、令和3年4月には愛知目標の次のポスト枠組の第1素案が提示されております。

さらに、国内では、生物多様性国家戦略の研究会から報告書が公表されておまして、この年、生物多様性国家戦略の変更について中央環境審議会にも諮問されたところでございます。

そして、今年、2022年3月には、生物多様性条約の二つの補助機関の会合や公開作業部会が開催されて、いよいよポスト枠組の決定に向けまして議論がなされているという状況になっております。

国内につきましては、3月に中央環境審議会の生物多様性国家戦略小委員会が開かれて、その中で次期国家戦略の素案が提示されている状況になっております。

裏を見ていただきまして、そのすぐ後に、環境省から次期ポスト枠組の中でも提示がされている30by30、2030年までに国土、海域の30%をそれぞれ保護区としていくといったもののロードマップの策定、それから、アライアンスが発足され、6月にはこの条約の第4回の公開作業部会が開催される予定になっております。

今回の生物多様性保全計画の変更のポイントがこちらに記載されております。

まず、国内外の動向をきちんと見極めた上で変更を進めていき、生物多様性条約の第15回締約国会議の決定事項と、それを踏まえて作成される次期国家戦略の内容をきちんと見据えなが

ら、地方公共団体としての役割をどのように果たしていくのかということを変更の中で検討していく必要があると考えております。

さらに、後ほどご説明しますけれども、令和3年度に実施しました計画の点検・評価の結果も踏まえた形での計画の変更と、今後、計画に基づいて具体的な生物多様性の取組を進めていく中で実効性のあるものを目指すというところも変更のポイントと考えております。

変更の進め方ですけれども、こちらは指定事項になっていないということもあり、内容から考えましても、北海道環境審議会の親会で審議を行うことが適当であると考えておりますけれども、具体的な議論、実務的な見地から自然環境部会に審議を付託して調査審議を行うと親会からお話をいただいております。

部会での審議につきましては、適宜、親会に報告しながら、親会のほうでも審議をいただくような形で進めていきたいと考えております。

さらに、道民の皆様の多様な意見もきちんと反映させるということで、後ほど資料10でもご説明しますけれども、生物多様性ダイアログというものを開催しまして、意見をお聞きするような場も設けております。

スケジュールとしましては、今年の5月26日の環境審議会に諮問させていただきまして、自然環境部会に付託審議となり、今回がその審議の第1回目ということになります。この後、部会での議論、親会での議論を経ながら、2023年1月、来年1月頃に中間取りまとめ、8月に審議会からの答申をいただき、年末には新計画案を決定するというスケジュールを考えております。

資料2を見ていただきますと、その流れが表になっております。

5月の親会の諮問の後、部会に審議を付託しまして、この後、8月に入っておりますけれども、7月末から8月の頭辺りに次の部会を開催し、来年の頭辺りにその次の部会を開催しまして、親会でもさらにご審議いただき、それをまた部会に戻していただいて、必要に応じて親会の審議を経ながら8月の答申に持っていきたいと考えております。

資料1と資料2の説明については以上です。

○ **吉中部会長** どうもありがとうございました。

改定の背景と今後の作業の予定についてご説明いただきました。

内容については、この後のご説明を聞いた後にご議論いただければと思いますが、まず、今ご説明いただいた背景あるいは今後の予定等について、何かご意見をいただければと思います。

○ **鈴木委員** ただいまのご説明に関して、確認させていただきたいことがございます。

まず、現在の北海道生物多様性保全計画は2010年に策定され、計画期間は概ね10年であったということでございました。そうしますと、数字上は既に期間が満了していると思われませんが、2年追加して同じ計画を使い続けているという認識で間違いはないでしょうか。

それから、このたび変更するということですが、変更するというのは現行計画の計画期間を延長するという趣旨なのか、あるいは、全く新たな気持ちで第2次計画のようなものを策定するというイメージなのかということをお尋ねしたいと思います。

最後にもう一つ、新しく作る計画はどのぐらいの計画期間になるかということをご教授いただければ

ばと思います。

よろしく願いいたします。

○ **吉中部会長** 事務局からお願いします。

○ 事務局(橋本課長補佐) 計画期間ですけれども、今の計画の表現でいきますと、平成22年の計画策定から概ね10年ということで、きっかり10年となりますと平成22年から平成32年、令和2年、2020年ということになりますが、概ねということですので、延長というよりは、概ねの期間の中で議論をしていると考えております。

ただ、国際的な目標、それから、次期国家戦略の策定がコロナの関係で後ろ倒しになってしまったということもありますので、私たちが想定していた期間よりは2年ほど後ろ倒しの状態で進んでいるという認識で考えておりますが、今のところ、概ねの範疇と考えているところです。

二つ目の質問の新たな計画を作るのかどうかということですが、こちらとしましては、現行の計画を踏まえながら見直すということですので、内容としては新たな計画を策定するようつもりで進めていきたいと考えております。

三つ目の質問の次の計画の期間についてですが、こちらも基本的には概ね10年になるかなというふうに考えておりますけれども、そこも含めた審議をいただければと考えております。

○ 事務局(本間自然環境課長) 計画期間について補足させていただきます。

長期的には2050年までに自然との共生を目指すということ、また、世界的にも中期ということで2030年を目標に掲げておりますので、当計画についても、まずは2030年の目標ということで設定して、長期的には2050年に自然との共生を目指すという形になるかと思っておりますが、それについてはまたご審議いただければと思います。よろしく願いいたします。

○ **吉中部会長** ほかにいかがでしょうか。

皆さんからの意見を待つ間に、私から一委員として発言させていただきたいと思っております。

これからの作業に当たって大事なものは、いろいろな方をしっかりと巻き込むということだと思っております。道庁の中だけではなくて、いろいろなステークホルダー(利害関係者)の方、市町村の方、NGOの方、その研究者等をしっかりと巻き込んだ形で作っていくことが大事だと思っております。そうでなければ、出来上がった計画がそれぞれの人のものとして捉えられないで、また何か一つ作ったねという感じで終わってしまうともったいないと考えるからです。

そういう意味で、この後にご説明いただけるのかもしれませんが、ダイアログみたいなものも始まっていますし、ほかにいろいろな場面を活用されて、ぜひいろいろな方の参画を早い段階から考えていただければと思っています。

その中で、これは中身に絡んでしまうので後にしたほうがいいのかもかもしれませんが、北海道ならではの計画をどう作ればいいのかということをぜひ考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○ **吉中部会長** それでは、中身を聞いた後のほうが議論をできると思っておりますので、続けて事務局

からご説明いただきたいと思いますが、現行の計画の点検・評価をされておりますので、それを踏まえて、新たな計画をどういう方向性で作っていかうかという辺りをご説明いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

- 事務局(橋本課長補佐) それでは、資料3-1、資料3-2、引き続き、資料4、資料5、資料6までをまとめて説明させていただきます。

まず、資料3-1をご覧ください。

北海道生物多様性保全計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価結果(概要)をご説明いたします。

こちらにつきましては、以前、点検・評価の進め方ということでご説明しておりましたけれども、スケジュールの後ろ倒しに伴いまして、実際に見ていただくのは今回が初めてとなります。こちらにつきましては、昨年度末に道内部の各関係部署などの意見も経て、道内部で今年の3月に確定済みの内容となっておりますけれども、この点検・評価の結果につきましては、生物多様性保全計画が概ね10年経過したことを踏まえまして、この計画の中で具体的にどのような取組を行っていくのかということが記載されており、その内容について、一度、平成26年に計画の内容の評価を行っておりますけれども、それ以降の状況を中心に取組の内容を評価いたしました。

計画の中では、二つの目標と、その目標を達成するための基本方針が設定されておりまして、その基本方針ごとに、さらに生態系とか重要地域など個々に具体的な取組の内容が記載されております。その内容が具体的にどのような取組の結果だったのかということの評価いたしました。

具体的には、資料3-2の目標1が地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全を図っていくこと、そして、それに対して基本方針は3項目上げられています。目標2については、地域の特性に応じた生態系構成要素の持続可能な利用ということで、これに対して基本方針が二つ上げられていますけれども、この内容が具体的にどういう取組になっていて、その取組が実際どうだったのかということがこの中に整理されています。

個別に細かく説明を差し上げる時間がないので、まとめてご説明いたしますけれども、例えば、進んでいる取組としては、タンチョウなどは長期的に見て増加しておりまして、この計画期間ではないのですが、平成30年から令和2年の平均では目標の1,300羽が達成されていたり、森林認証の面積が増加していたりというように進んだ取組として確認できたものもありますけれども、例えば、保護区の面積が変化していなかったり、希少種や外来種の条例の指定種が増えていないといった、取組の進捗が見られないものもあります。

また、取組をしたことで維持されているものとしては、シカの数などについて、西部では指数の変化はないという形ですけれども、東部では減少に転じておりまして、これは捕獲の努力の結果としての状況ですが、これも目標には達していないという意味では、取組の中で維持されているものとなります。

そういう形でそれぞれの取組を評価した結果として、もう一度、資料3-1に戻っていただきますけれども、全体的な評価結果としましては、それぞれ8つの生態系別に18項目、重点地域の保全施策としての3項目、それから、そのような地域あるいは生態系を横断的に取り組むもの、それらの

基盤として取り組むような施策という11項目を評価しまして、その結果として圧倒的に駄目なものはございませんでしたけれども、さらなる取組の強化が必要なもの、あるいは不足しているものも確認されておりますので、その辺りを今後推進していく必要があるというような評価結果になっております。

目標については、かなり大雑破で、生態系や動植物の保全、生態系構成要素の持続可能な利用、これを地域特性に応じて進めていくというものでしたけれども、これに関しては、それぞれの取組を進めてきたことで保全され、持続可能な形で利用されていますが、それが全てかなっている状況ではないということもありまして、この計画期間においてこの目標を達成したとは言えないと、我々としては評価しております。

このような状況を踏まえ、あるいは国内外の動向なども踏まえて、今後の方向性を示しております。

健全な生態系の維持・回復に関しては、先ほどお話ししました保護区の面積がこの10年間増えていないということを考えますと、法令に基づく保護地域の保全、あるいは持続可能な利用を強化していくことが必要であり、そのためには、今、環境省から提示されているOECMのような新たな制度などの活用を図りながら、保護区の拡大などをして充実を図っていくことが必要であるということ、それから、自然環境が様々な生態系サービスを有しているという観点から、グリーンインフラによる土地利用や、それぞれの生態系が持っているような野生生物の生息・生育環境の保全、生態系の連続性を考えた森・里・川・海の生態系のネットワーク化を図っていくことが必要というふうに考えております。

こちらにつきましては、生態系サービスを積極的に引き出していくことを今後の計画の中では検討していく必要があるという方向性を見いだしております。

続きまして、次のページの自然の恵みの持続可能な利用に関しましては、北海道の中で社会経済の基盤として自然環境がどのように役立っているのか、どのような恩恵を受け取っているのかということを見詰め直した上で、自然の恵み、伝統文化などの維持、継承も図りながら進めていくこと、そして、環境省でも提示されているようなネイチャー・ポジティブ、自然が尊重されるような社会を目指していくという方向性、それから、様々な地域課題の中で、自然の恵み、生態系サービスが活用される北海道らしい自然を活用した課題の解決、こちらのほうに舵を切っていくという方向性を見出しております。

続いて、生物多様性の社会への浸透については、10年、愛知目標の中でも主流化ということを進めてきましたけれども、まだまだ北海道の中でも生物多様性の主流化は引き続き続けていかなければならないという中で、自然への触れ合いなどといった機会を通じて理解の促進を進めていくこと、それから、企業などの経済活動が生物多様性と関わる部分をよりはっきりさせながら、サプライチェーン全体の中で自然を優先するような取組を北海道としても支援するという方向性が見いだされています。

それから、生物多様性の恩恵を受けているという中で、次のステップに行くための再生という取組を、草の根の地域の活動などを行っている方も含めて、人々の結びつきの中で、生物多様性を利



用することで、持続不可能な形の利用で、劣化が進んでいるものに対して再生に転換していくこと、そのようなことを進めていくような方向性が見いだされています。

さらに、その方向に向かうために、道民それぞれが、道内だけではなくて国外も含めた生物多様性に自分たちの暮らしが支えられているということを認識していただけるような取組を進めていく、そのような方向性が見いだされています。

最後に、気候変動対策との相乗効果ということで、待ったなしの気候対策を生物多様性の取組の中でも一つ一つ考えていく必要があるということで、適応策、緩和策にそれぞれ関わること、それから、生態系サービスの中でも、例えば防災、減災などに活用できる生態系サービス、あるいは、吸収源対策などに活用できるような生態系サービス、このようなところをしっかりと意識しながら、気候対策との相乗効果をこの計画の中での取組でも考えていくという方向性が見いだされております。

それを踏まえまして、生物多様性保全計画変更に係る論点という資料4をご覧ください。

今説明した計画を検討するに当たっての今後の方向性から、資料4にある五つの論点を今回提示させていただきました。

一つ目は、国家戦略と地域戦略の連携として、これから採択される見込みの国際枠組みということで、ポスト2020目標の実現を目指していく上で、地方公共団体としてどのような役割が果たせるのか、そこをきちんと意識しながら取組を進めていくということで、例えば、30by30などどのように連携しながら進めていくのかということを論点に挙げております。

続きまして、二つ目の論点としては、生態系の関連した取組と生態系サービスの最大化ということで、現行、8つの生態系を引き出して、それぞれ生態系別に実施方針を持っているというのが北海道の生物多様性地域戦略の特徴になっていますけれども、今後、自然共生社会ということ考えた場合に、そのつながり、関連をしっかりと考えていくことが必要なのではないか、それを考えることでより生態系サービスを受け取ることができるのではないかと、そのようなことを意識した取組が必要という論点です。

そのために、例えば、生態系を活用した防災、減災とか、シンボル種を立ててその生態系を保全あるいは持続可能な利用を図ることによってどのような豊かな地域を目指せるのかといった考え方、あるいは、ネットワークも意識したOECM、保全とは別な目的で維持されてきた地域を活用したネットワークの構想など、このようなものがこの論点の中では想定されると考えております。

三つ目の論点としましては、グローバルな視点ということで、道民の生活あるいは産業というものが、道内の生物多様性だけではなくて、国内、国外の全ての生物多様性に関わっており、それに支えられているという視点を道民の皆様あるいは産業に関わる皆様にもきちんと持っていただき、持続可能な暮らしや産業につなげていくということです。

四つ目の論点としましては、全ての取組での気候変動対策、緩和・適応とのシナジーを意識することということで、生物多様性の取組は、もともと気候対策との親和性が高いと言われておりますので、待ったなしの気候対策に生物多様性の取組をどのように活用できるのか、そのような視点を意識しながら進めていくということです。

最後に、30by30目標を意識した施策の実施ということで、これは1番とも関わってくると思いま

すけれども、さらに具体的に30by30で、2030年までに陸域、海域それぞれ30%保全を目指すという目標に対して北海道でどのような取組ができるのか、こちらを意識するというものが五つ目の論点となっております。

このような論点を踏まえながら、資料5をご覧ください。

計画変更の方向性についてということで、具体的な計画の構成イメージに当てはめていくことになりますけれども、これまでの計画は戦略部分がないのではないかとと言われておりました。

そういう観点から、今言ったような論点を踏まえながら、北海道として生物多様性の保全と持続可能な利用に当たってどのような理念を持っていくのか、その理念を実現することで北海道としてどのような自然共生社会を目指せるのか、その姿をきちんと共有しながら目標を設定し、その目標に向かうための戦略をそれぞれ定めた上で具体的な取組を策定していく、そのような構成のイメージを考えております。

論点のほうにいろいろとご意見をいただきながら、このような形に当てはめて次期の生物多様性保全計画を作り上げていきたいと考えております。

資料6は参考になりますけれども、このような議論をしていく中で、今、47都道府県全てで地域戦略が策定されたと同っておりますけれども、それぞれでどのような計画期間、目標、名称や副題をどのように策定しているのかということ資料6に載せております。

こちらについては、それぞれの計画の性格が出ているということで参考につけさせていただいておりますが、地域の暮らしあるいは文化などを意識したものなどが参考になるかと我々としては考えているところです。

私からの説明は以上になります。

○ **吉中部会長** どうもありがとうございます。

点検・評価の結果の概要、また、それを踏まえた今後の新しい保全計画の論点の案についてご説明いただきました。

何かご質問、ご意見がありましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ **森本専門委員** まず、点検のほうについて簡単なご質問をしたいのですが、一つは、湿原モニタリングが実施されていないという話がありました。これはぜひ続けたほうがいいのではないかと思いますが、やらなくなった理由と、今後再開する可能性について知りたいです。

もう一つは、目標値に対してどう変化してきたかというグラフが図1にありましたけれども、そもそも目標値というのはどのように設定されたのか、伺いたいです。

○ **事務局(橋本課長補佐)** 湿原モニタリングは、資料3-2の7ページに湿原モニタリング調査の実施地区数がございますけれども、平成29年の1か所を最後に実施しておりません。

これが実施されなくなった経過については私も承知していませんけれども、今のところ、再開の目処は立っていないという状況になっています。

それから、平成26年の計画改正時にそれぞれ関連指標群というものを設けまして、その際に目標値を設定しておりますけれども、資料7-2の62ページに関連指標とそれぞれの数値目標が設定されております。

これはどのような形で設定されているかということですが、自然環境部局以外に道の中で生物多様性保全計画に関わる取組を行っている関連部局それぞれで関連する数値目標が出されていますけれども、内容によりましては、それぞれの部局で持っている計画や方針の中で示されているものが数値目標になっていたり、これまでの取組の中でどのような進展が見られているのかといった内容から、10年であればこのあたりまで行くのではないかと設定されているものと、概ね二つの方法で設定されていると承知しております。

- **森本専門委員** 資料7-2を見つけられなかったのですが、内容を完全に把握できていないこともあるかもしれませんが、目標値を設定するときに、現状がどうなっているか、まずは把握することが第一だと思います。そのために、モニタリングというのは続けて意味があるものだと思うので、再開、あるいは、ほかにモニタリングしている項目があれば継続するという方向で進めるのが妥当ではないかと思いました。

目標値の設定の仕方ですが、現状を踏まえてどの辺りを目指すのかという考え方がまずは第一だと思います。ただ、どの辺りが理想的なのかというのは、それぞれのステークホルダーによって違うように思います。自分が携わっている生業とか生活している環境で違ってくると思います。ですから、どのような方法がいいのかについては、私自身も回答を持っていないのですが、上から与えられた目標は、往々にして拒否感があるという方も多いのではないかと思いますので、何か自分たちのものとして取り組んでいけるような目標設定の仕方ができたらいいのではないかと感じました。

まずは、現状把握のための指標設定に関する質問だけをさせていただきました。

- **吉中部会長** 今、点検・評価のことについてとおっしゃいましたけれども、今後の新しい計画でも非常に重要なポイントをご指摘いただいたのではないかと考えています。

新たな計画をどこまで定量的にモニタリングできるのか、そういうものを作っていけるのか、もし目標設定をする場合に、今事務局からご説明いただいたように、道庁の中に既にある計画から引っ張ってきたというのではなくて、いろいろな関係者あるいはサイエンスにしっかりと立脚した数字を追い求めていく、そして、それを作っていくに際しては、いろいろなステークホルダーの方の参画を得て、自分の目標と思ってもらえるようなプロセスが重要なのではないかと森本専門委員のご意見を聞いて考えておりました。

ほかにいかがでしょうか。

- **猿子専門委員** 私の勉強不足かもしれないのですが、資料1にある30by30という言葉は初めて聞いたものですからイメージが湧かなくて、国外、2021年7月、草案で2030年までに陸域と海域の30%を保全、保護するという目標で30by30などが示されたとうたっています。そして、資料の裏を見ると、今年の4月に環境省が30by30ロードマップを策定し、30by30アライアンスを発足と書いてあります。勉強不足で意味がよく分からないので、この辺の説明をお聞きしたいと思うのですが、いいですか。

- **吉中部会長** 分からない人がほとんどだと思います。

今回、資料9という形でロードマップもつけていただいておりますが、事務局から簡単にご説明い

ただいてもよろしいでしょうか。

- 事務局(橋本課長補佐) 資料9の30by30ロードマップの概要のところをご覧ください。

こちらは、昨年イギリスで開催されたG7で、気候・環境大臣会合というものがあまして、そちらでこれを目指すということが示されたものです。具体的には、2030年までに国土の陸域と海域それぞれ30%を目指すというのが30by30の意味です。2030年までに国土と海域それぞれの30%保全することになるということです。

実際のところ、陸域が20.5%、海域が13.3%が現在保全されていることになっていますが、30%をそれぞれ保全するというのはかなり大変な目標と認識されています。

これに関しては、G7の中で策定する費用と、これを策定して30%保全したことで得られる便益を比較した場合に、策定したほうがより便益を得られる、それにかかる経費を超えて便益を得られるという評価がされているということもありまして、G7の各国でこの目標を目指すということで宣言がされたということです。

この大変な目標に向かって具体的にどのように進めていくのかというのが、今回、環境省から4月に提示された30by30ロードマップということで、現在、ロードマップの概要の中間辺りにOECMとありますけれども、これまで、保護区といいますと、法律などの網をかけて初めて保全されているということになっていたのですが、例えば、自然を保護する、野生生物を保護するといった目的以外の目的でも、自然の保護とか野生生物の保護に貢献している地域がありまして、それについて、これまで保護区と言っていた網かけをする以外の方法で保全していくということがOECMの制度になりまして、このような制度を新たに立ち上げて、これまでの法律の網かけによる保護区を拡大するものに加えて、OECMなどの保護に準ずるような地域を加えて2030年までに国土、海域の30%の保全を図っていくということが、今、環境省で提案されています。

そして、この取組と一緒に向かっていく人たちを、30by30アライアンスという形で呼びかけを行って、まずは賛同を得て、その賛同を得た人たちを中心として30%の保護区を目指すということを現在進行形で検討しながら、探りながら進めているという状況になっております。

- 猿子専門委員 ありがとうございます。
- 吉中部会長 今、30by30のご説明をいただきましたけれども、私の印象としては、北海道はこの30、30の数字にとらわれる必要もないのではないかと考えています。むしろ、今の保護区の管理を充実させるとか、30にこだわらず、もっと大きな保護区面積を拡張していくとか、いろいろな方法があると思いますので、あまり数字だけを見るのはよくないと考えております。

ほかにはいかがでしょうか。

- 白木委員 資料3-1の3番の目標との関係のところですが、北海道の生物多様性について、「現時点で差し迫る顕著な危機は確認されていない」とありますが、これは、あくまで点検指標から言うところだということなのかもしれないですけども、一般的にこういったことは言えないのではないかと思います。

先ほど、モニタリングという話がありましたけれども、絶滅を危惧されている生き物はたくさんいるわけで、中には非常に危うい状態にいる生き物もいますので、危機は確認されていないというふう

にここで書いてしまうのはどうなのかなという気がしました。確認されていないというよりは、確認するモニタリングなどの手法がちゃんと整っていないということなのではないかと思うのです。

例えば、希少な野生生物としてタンチョウとかが取り上げられていますけれども、ある一種だけを見ていても、北海道の生物多様性を評価することはできないので、もうちょっと包括的に評価できるような指標を作るといった手法を取っていく必要があるのではないかなと思うわけです。

今日、アクションプランの話までされるのでしょうか。もしそうであれば、実行計画としての以下のような点についてご提案をさせていただければと思うのですが、取りあえず、今、私が意見をしたようなことに関してどのように考えられているかということをお伺いしたいと思います。

○ **吉中部会長** 事務局からお答えいただけますか。

今の白木委員のご質問は点検・評価の結果についてということですが、先ほどの森本委員と同じく、やはり次の計画策定に重要なご示唆をいただいているのではないかと思います。モニタリングを新しい計画でどう行っていくのか、そのモニタリングした結果を随時見ながら、計画自体も、10年を待つのではなくて、常に見直していくような作業も要るのかなと思っておりましたが、今のご質問に対して、何かお答えいただけることはありますか。

○ 事務局(橋本課長補佐) 白木委員のご指摘の現時点で差し迫る顕著な危機は確認されていないについては、委員がご指摘のとおり、あくまでも関連指標群からの評価ということになりますので、例えば、北海道レッドリストなどで絶滅のおそれのあるもの、あるいは、それに対してどういう現状かということ考えた場合に、決して予断を許さない状況というのはこちらとしても承知しておりますが、あくまでも関連指標群、それから、計画の中での取組についての評価という中では顕著な危機が確認されていないという表現になっているということです。

ただ、今ご説明したとおり、種の存続という観点からいけば、まだまだ取組として行っていかなければならないことがあるというのはご指摘のとおりだと考えております。

○ **白木委員** 分かりました。

そうすると、北海道の生物多様性について、危機は確認されていないという表記自体はあまり適切ではないのではないかと思うのです。あくまでも今回策定した指標群では確認されていなかったということで、北海道の生物多様性に危機がないということではないのではないかと思います。これは外に出るものではないかもしれないのですけれども、書き方があまり適切ではないと思います。

北海道としては、北海道の生物多様性について包括的に動態を確認していかなければならないということ盛り込んでいくべきであろうという認識はあると考えてよろしいですか。

○ 事務局(橋本課長補佐) それはもちろんでございます。

○ **白木委員** 分かりました。ありがとうございました。

○ **吉中部会長** 重要なご指摘をどうもありがとうございます。

先ほども、事務局から気候危機対策は待ったなしということを何度も繰り返されておりましたけれども、生物多様性保全対策もそれに劣らず待ったなしという状況だと私は認識しておりますので、そういう認識の下で新しい計画策定を進めていただければ大変ありがたいと思います。よろしく願います。

○ **早稲田専門委員** 先ほどの森本委員のご意見に近いところで、資料3-2の5ページの表5ですが、実施方針ごとの関連指標群というものがあります。私自身も、関連指標を見ている中で、果たして関連指標が実施方針に対して適切なものなのかどうか、特に数値目標が設定されているものについて見ると、実際のところ、かなり達成できていないので、そもそも関連指標の設定が適切なのかどうかと思います。

あるいは、先ほどのお話を伺うと、関連する部局の定めた目標ということで、例えば、農業関係の目標を見ますと、数値目標がかなり達成できていないところがあるのですが、実際に農業部局で設定している数値目標であり、必ずしも生物多様性とは直結しないと思いました。

これらの指標について、関連指標として載せることは必要だと思うのですが、いま一度、その数値目標を設定するかどうかについて、それぞれの中身を精査して判断したほうがいいと思います。本当に関連しているのかどうかということですね。

逆に言うと、希少野生生物では、タンチョウが一つ特化されて数値目標を定めてありますが、逆にタンチョウだけを見て判断する問題ではないと思います。むしろ、それ以外の関連指標で、ここで言うほかの指定種の数とかモニタリング調査対象種というほうが、実施方針を達成できているかどうかを見るには大事ではないかと思います。

これは数値目標の怖さだと思うのですが、数値だけに引っ張られずに、関連指標について、できるだけ幅広く動向を見るという観点でいいと思うのです。数値というより、増えているのか、減っているのかという動向を見るための指標をできるだけ増やすということをお伝えしたいと思います。

その流れでいきますと、関連指標がまだ定まっていないものがいくつかありまして、例えば、上の(5)海岸というところに自然海岸の保全とありますが、そもそも、今、北海道において自然海岸がどのような現況にあるのか、そういう数値だけでもきちんと掲載することを検討いただければと思います。

あとは、この議題でどこまで議論するか分からないので、もう一つだけお伝えしたいのですけれども、先ほど出た30by30についてです。

私も、国家戦略の中でこれが動いてくる中で、先ほどの吉中部会長の話にもありましたけれども、北海道としてそれにどう臨むのかということですね。北海道も同じく30%という数字だけで追っていくのか。また、北海道としてどのぐらいの数字なのか知りたいということも一つありますけれども、その上で、北海道の方針として国と同じく30%を目標として考えていくのか、あるいは、国全体の中で見ると、北海道は面積として相当割合が高いと思いますので、そういう中で北海道らしさをどう達成していくのかという議論が必要かなと思いました。

○ **吉中部会長** 事務局からお願いします。

○ **事務局(本間自然環境課長)** 先ほど、森本専門委員も言われたとおり、生物多様性、自然環境の現状把握には、やはりモニタリングが重要だなと考えております。例えば、種であったり、動物であったり、植物であったりということで、全てが網羅できていない現状があります。

次期計画においても、どういった指標を持っていくかということも、ぜひご議論いただければと考えております。

30by30につきましては、現状、道内では、陸域になりますけれども、12.7%が保護地域という形になっておりますので、道内についても30%を確保するということはなかなか厳しいと考えております。

一方で、国として30by30を進めるような状況もありますので、北海道としてどういう形で持っていくかということも併せて、当審議会でご議論いただければと思っております。

やはり、北海道の面積はどうしても多く、分母がどうしても大きいものですから、保護地域だけではなかなか難しいので、先ほど申しましたOECMについて、今後、環境省のほうで基準が設けられると思いますので、そういったことも踏まえて、数値目標で持っていくのか、そうではないのかも含めてご議論をいただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

- **吉中部会長** ほかにいかがでしょうか。
- **白木委員** アクションプランの話になるかもしれないのですが、一つご提案があります。OECMの活用ももちろんいいと思うのですが、まずは北海道が設定した道の自然環境保全地域や、自然公園、道立公園のほか、北海道が管理する国定公園の生物をリストアップしていただきたい。そのうち、とくに希少種については生息状況の把握や長期的なモニタリングを行い、何らかの保全上の問題が起こっていないかどうかを監視する、また、何かあった場合には保全対策を施すという体制が必要かと思えます。北海道によるこういった取組は、殆どやっていないようです。

まずは、道が直接管轄している保護区で、法令によって定められている希少生物種の生息状況を把握し、その動態のモニタリングと保全対策ということをこの中に盛り込んでいただけないかと考えております。

ご提案ですが、よろしくお願いいたします。

- **吉中部会長** 資料4に、点検・評価を踏まえた今後新しい計画策定に当たっての論点の案というものが書かれています。今、何名かの委員からのご意見もこれに関わるものが出てきております。ぜひ、今出された意見を踏まえて、この論点をさらにブラッシュアップしていただければと思えます。

今、資料4では5番までの論点が挙げられております。今日いただいた意見の中では、特に現状把握がまだできていないのではないかとご指摘をいただいていると思えます。モニタリングが重要で、その現状から、これからどうなっていくのかという傾向といいますか、トレンドをしっかり追いかけるようなモニタリング、あるいは評価というものが次期計画では重要になってくるのではないかとご指摘をいただいたと思えます。

そういう意味では、今お示しいただいた論点の中にはその部分があまり書かれていない気もしますので、ご検討いただければと思えます。

30by30についても、30by30目標を意識した施策を実施することが求められると5番に書いてあります。国のロードマップを見ても、既存の保護区の管理をしっかり向上させるという点がちゃんと入っていますので、北海道ならではの保全の在り方をぜひ次期計画の中で考えていきたいと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

資料4、資料5はまだ中身がありませんが、新しい計画の大まかな構成といいますか、アクションプランという形で具体的な計画や方法を書き込んでいくというご提案です。

資料4、資料5の辺りで何かサジェスション、ご意見をいただければと思います。

やはり、北海道の特性というものをしっかり踏まえる必要があると思っています。先ほどの保護区の面積の件ですが、実は、国土比率で言うと、北海道は都道府県の中でも保護区の占める割合は低いほうになってしまっているのです。現状の自然保護区という枠組みで考えるとということです。それもまた北海道の特徴の一つではあると思うのですが、広いということだと思います。広いということは、単に面積が広いというのではなくて、多様な生態系があり、集水域の数は流域単位で見てもほかの都道府県と比べて非常に多いです。したがって、景観的な多様性も、ほかの都道府県と比べるとはるかに高いのではないかと思います。

さらに、社会的に言うと、基礎自治体の数がほかの都道府県と比べて桁違いに多いです。そういう中で、ほかの日本国内の都道府県と比較していても、北海道ならではのものをどこまで作れるかということがあるかと思っています。さらに、1次産業の重要性とか、いろいろな面で北海道の特性があると思いますから、その辺りをしっかりと考えていただければいいと思います。

その中で、道庁、北海道というくくりで生物多様性のために一体何ができるのかということ、新しい計画ではぜひ考えていきたいと私は思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

世界を見ても、サブナショナルといいますか、基礎自治体と国との間の州とか郡という単位の取組はどうあるべきかという議論をずっとされてきていると思いますけれども、ぜひその辺りも参考にさせていただいて、市町村の役割に加え、それをサポートする意味でも、都道府県レベル、準国というようなレベルでの役割があるのだろうと思っています。

ちょっと違いますけれども、例えば、英国で言うと、EU脱退前まではEUの生物多様性のポリシーがあって、それを受けてユナイテッドキングダム戦略があって、さらに各国といいますか、サブナショナルといいますか、スコットランド、ウェールズ、イングランド、北アイルランドそれぞれにまた戦略があってという構造がありますので、もしかしたら北海道はスコットランドとかイングランドに匹敵するような位置づけにあるのかなと思っています。

- **森本専門委員** 先ほど、資料4で計画変更に係る論点が幾つかありましたが、4とOECDの2に関わって一つ思うのは、これまである保護区をどのように管理していくかということで保全管理対策を高めていくのは、部会長から話があったように、重要だと思います。

もう一つの観点として、気候変動によるいろいろな災害が多発しています。それによって生まれた新しい生態系とでも言いましょうか、これまであった森が崩れて裸地、草地のようになる、あるいは、森林が倒れて、鬱蒼とした森が割と開けた明るい森になるというように、今まであった生態系が変貌するということが多発するようになりました。

そういった生態系をどう再生していくかということに関連して気候変動対策をしていくときに、エコシステム・ベースド・アダプテーションとか、ネイチャー・ベースド・ソリューションとか、生態系や自然を活用して自然の回復を図りましょうという考え方が大切だと思うのです。

今まで、災害地の跡は、復興・復旧というキーワードで進められてきたと思います。もともとあった



森を元に戻そうという考え方ですね。それも必要だと思うのですが、そのときにできるだけ自然を生かす、自然を再生するときに自然の力を生かすということですね。具体的には、自然災害後に残されたもともとあった実生については、倒木がシカの食害を防ぐという効果もあるので、自然災害後に残された遺物、レガシーを生かした自然の回復を図っていくということが大事ではないかと思えます。

具体的なアクションプランにどう結びつけるかというところは考える必要があるのですが、例えば、4とか2で書かれているEco-DRRとかEbAというものがどういう形になっていくのかということや自然災害後に発生した災害の復興・復旧に関連して取り組んでいくということが大事ではないかと思えます。

○ **吉中部会長** ありがとうございます。

資料4には、例えば自然の再生みたいなものはあまり出てきていないのですが、グローバルな目標の議論の中でも、保全を進めていくだけでは生物多様性の劣化速度を逆転させることはできない、だから、保全と併せて、もう損なわれてしまったものの再生をどうしていくのかということを見込まないと成功しないのではないかという議論があったのを思い出しました。

北海道の場合、例えば、農用地として開発されたけれども、今はあまり使われていないところをどうするのか、湿原のそばで苦労して開拓されたけれども、あまり生産性が高くなって使われなくなっているところを何かうまくできないのか、さらに、今、森本専門委員がおっしゃった災害によって生じた新しい生態系をどう生態系にしていくのかという発想もぜひ考えていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○ **早稲田専門委員** 資料4の論点の中に、国の報告を見ると、もう一つキーワードとして人口減少というものがあると思います。これからの10年を見たときに、人口減少がさらに進んでいく中で、生物多様性保全をどう達成していくのかという観点があると思いますので、その部分を入れていただけないかなということです。

実は、本州から見ると北海道は自然の面積に対して人口密度が非常に低いので、北海道の取組が本州の参考になる部分もあると思います。

そういう意味では、それを後ろ向きに考えるのではなくて、前向きに北海道らしい取組が本州にも波及するかもしれませんし、人が少なくなっていく中で、自然が回復してきて、農地が森林に戻っていったり湿原に戻るといった動きもあります。人口が少ない中で自然をモニタリングする方法として、先ほど、指標の中の一つに自然保護監視員の人数も少なくなっているというお話があったのですが、そのような監視ではなくて、一般の人たちからいろいろな情報を吸い上げる仕組みとして、北海道フラワーソンというものもありますけれども、そういうものを活用したモニタリングという北海道らしさを出していけないかという提案でした。

○ **吉中部会長** ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○ **鈴木委員** 資料4に関連してですが、今日の皆様のお話を伺っておりますと、北海道生物多様性保全計画が策定された当初、つまり12年ほど前と比べますと、配慮すべき事柄や注意すべき

事柄が圧倒的に増えてきている印象を持ちます。

それぞれの項目について全力で取り組みたいという気持ちはもちろんあるのですが、予算や人的資源は限られておりますので、全てについて満遍なく全力投球するのは、現実的には難しいと思います。

そこで、すべきことがある程度出揃った段階で、急いで取り組むべき事柄と、後回しできる事柄とを分類し、優先順位を検討する機会を設けるべきではないかと考えます。

○ **吉中部会長** 大変重要なご指摘だと思います。

北海道庁だけでできることにこだわる必要はなくて、早稲田専門委員がおっしゃったように、一般の方をどう巻き込んでいくのかとか、今はリモートセンシングといった新しい技術もどんどん発達してきていますので、効率的にやっていけるところもあるし、やはり、優先順位、まず何からやらないといけないのかということは考えていく必要があるのだろうと思いました。

今回ご用意していただいた資料も大部でありますし、全部読んでいくお時間もなかったと思います。また、今日は欠席されている委員の方もたくさんいらっしゃいますので、ぜひ引き続き議論を続けていきたいと思っておりますけれども、ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○ **吉中部会長** 事務局から、今いただいたコメントについて、もし包括的なコメント等があればいただきたいと思っております。

○ **事務局(本間自然環境課長)** 様々なご意見をありがとうございます。

今後の進め方としては、今、委員からもご指摘のありました論点につきましても検討しながら、次回の部会でお示ししたいと思っております。

特にOECMIに絡んでですけれども、自然が失われてきている中で、例えば、農村など、人の影響を強く受けている場所で様々な動物なり植物なりが生息・生育している状況もございますので、これらの地域を今後どうやってよりよい環境に保っていくかということも今後の計画の中で盛り込む必要があるのではないかと考えております。

あとは、論点に書いてありませんでしたけれども、先ほど事務局から説明したとおり、生物多様性について道民なり事業者にあまり知られていないという状況もありますので、道民の生活なり事業活動の中で生物多様性がどのようにつながっているのかということも盛り込んでいければと思っております。

それから、生物多様性の劣化という形だけではなくて、北海道の自然、生き物、命のすばらしさをもう少しポジティブな形で示していける計画になっていければと考えております。今後、そういった意味で検討していきたいと思っております。

○ **吉中部会長** どうもありがとうございます。

引き続き、各委員からもいろいろなお意見を、こういう審議会の場がなかなか開けないでいますけれども、随時、事務局にお寄せいただければと思います。

また、今日出席していただけなかった委員の方にも今日の様子をお伝えいただいて、ぜひそういう方からも意見を聞いていただければと思います。

さらに、私が冒頭に申し上げたとおり、この審議会だけではなくて、ぜひ幅広くいろいろな方に、案が固まってからではなくて、早い段階からいろいろなご意見をいただく機会を作っていただけるとありがたいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### 4. その他

- 吉中部会長 それでは、方向性等については以上としまして、まだご説明していただいていない資料が幾つかございますので、それについて事務局からご説明いただけますか。
- 事務局(橋本課長補佐) それでは、資料7以降ですけれども、基本的には参考資料になります。資料7-1と7-2は現行計画ですが、7-1が概要、7-2は本体となっております。本体は容量が大きかったのでメールでは添付しておりませんが、後ほど郵送でお送りいたします。資料8-1と8-2は、3月22日、生物多様性国家戦略小委員会で提示されております次期国家戦略の素案ということで、8-1が概要、8-2が今の素案となっております。資料9は、環境省から4月に出されました30by30のロードマップです。

最後の資料10については、少しご説明をさせていただきます。

北海道生物多様性保全ダイアログですが、道民の皆様で、様々なテーマについて、有識者の方にゲストとして来ていただき、お話をいただき、それに対してご意見を交わしていく形、これをダイアログとして昨年12月から進めております。

こちらは、私たちだけではなくて、北海道環境パートナーシップオフィス(EPO北海道)、北海道生物多様性保全活動連携支援センター(HoBicc)の皆様にもご協力いただきながら、一緒になって、今、このダイアログを進めているところです。

昨年12月には、「生物多様性をめぐる現状とこれから」ということで、自然環境研究センター上級研究員の渡辺綱男様、それから、今年2月には、「環境保全はなぜ難しいのか」ということで、北海道大学の宮内先生、それから、この6月22日には、同じく北海道大学の中村先生にお越しいただきまして、「災いを恵みに変えてー自然豊かで安全・安心な地域づくりー」を予定しております、今後もこのような形で道民の皆様からそれぞれのテーマでご意見をいただく場を設定しながら進めていきたいと考えております。

私からは以上です。

- 吉中部会長 どうもありがとうございます。  
ぜひ、今ご説明いただいた資料もお時間を取って読み込んでいただいて、お気づきの点、これからの北海道の生物多様性保全計画の策定に向けてご意見を賜れればと思っています。随時、事務局にお寄せいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。  
予定しておりました議事、資料のご説明等は以上でございますけれども、何か言い残したことや言えなかったこと等をお持ちの委員がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

- 吉中部会長 それでは、策定に向けて、またお忙しい中をいろいろご協力いただくことになると思

いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これで議事を終了し、マイクを事務局にお戻しいたします。

## 5. 閉 会

- 事務局(本間自然環境課長) 吉中部会長には、スムーズな議事進行を大変ありがとうございました。また、各委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

冒頭に不手際がありまして、開始が遅れましたことに改めておわび申し上げます。

本日いただきましたご意見につきましては、次回の部会までに整理をさせていただきますが、さらに部会長が申したとおり、追加のご意見等がありましたら、随時、事務局までお寄せいただければと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

第2回の開催につきましては、後日、日程調整をさせていただきますが、今のところ7月下旬から8月上旬を予定しております。

それでは、これもちまして、第1回北海道環境審議会自然環境部会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上